

お客さま各位

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に  
応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリス  
ク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてま  
いります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク  
管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合  
の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえ  
て、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関  
する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための  
実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに宮城県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テ  
ロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客さまにつきまして  
は、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客さま情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そ  
のご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客さまには、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、  
ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年11月  
古川信用組合